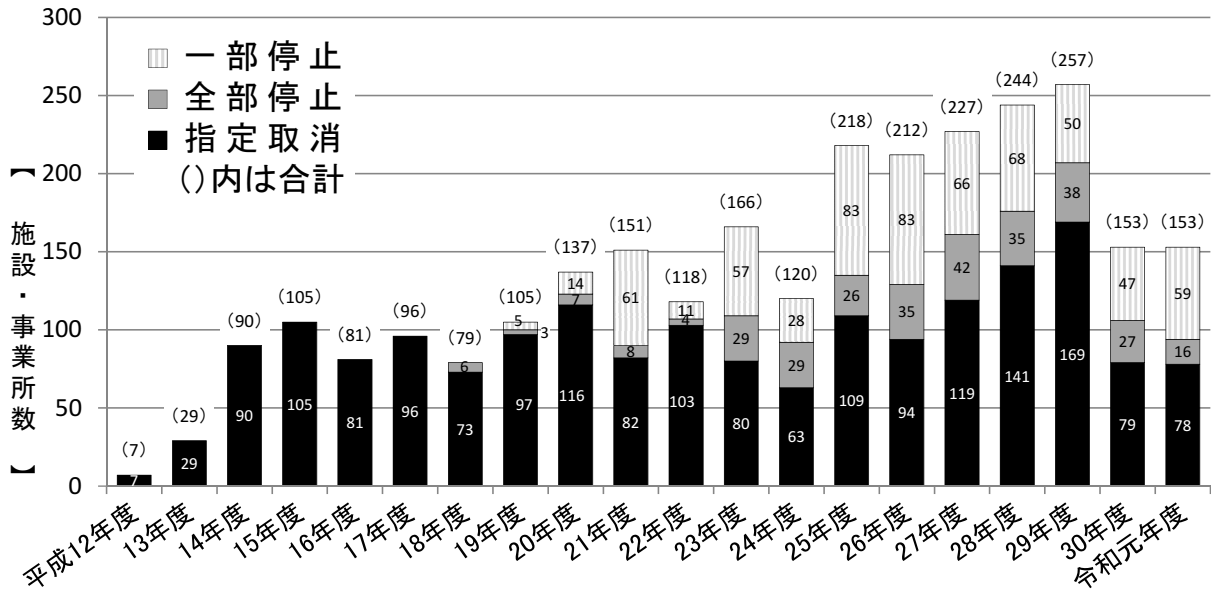


1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【年度別】(平成12年度～令和元年度)

(図1)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2,748事業所

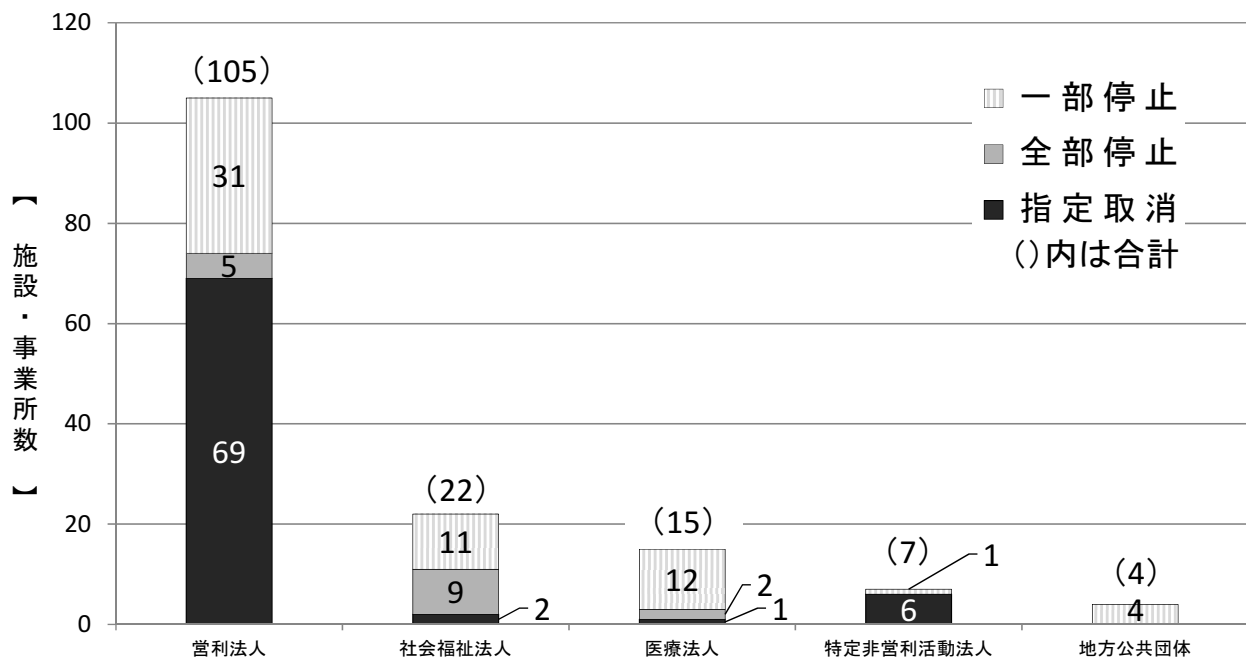


注: 1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【法人種別】(令和元年度)

(図2)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 153事業所

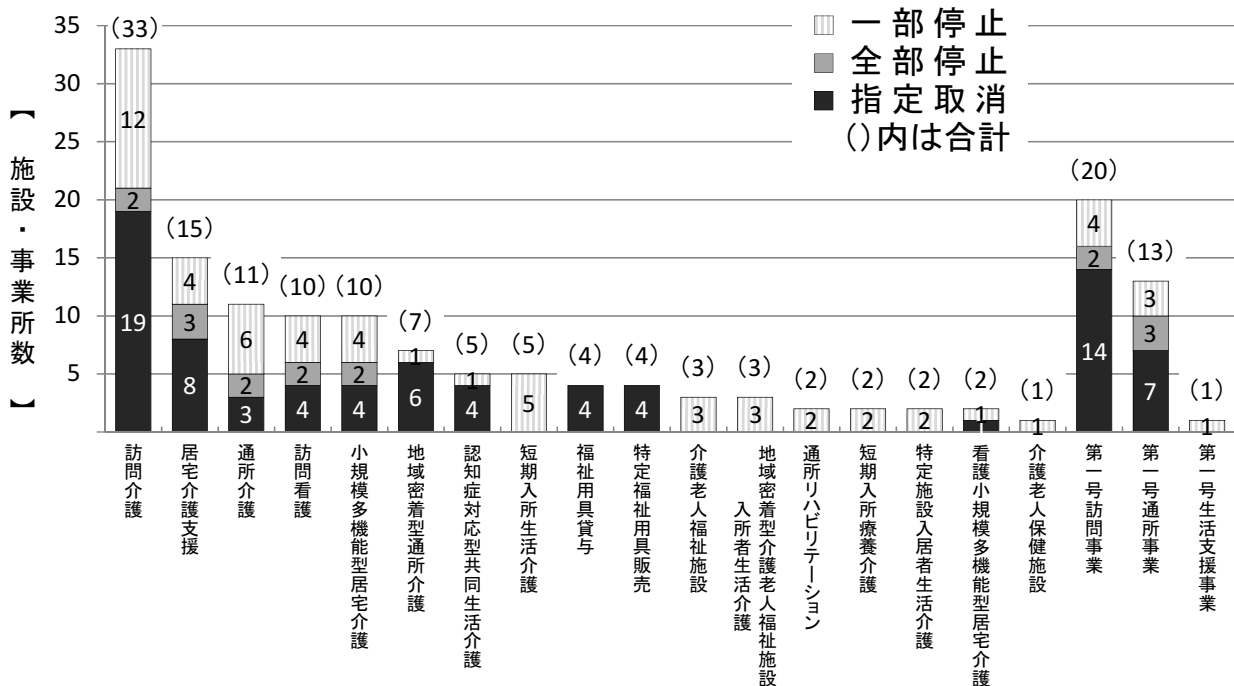


注: 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 内訳【サービス別】(令和元年度)

(図3)

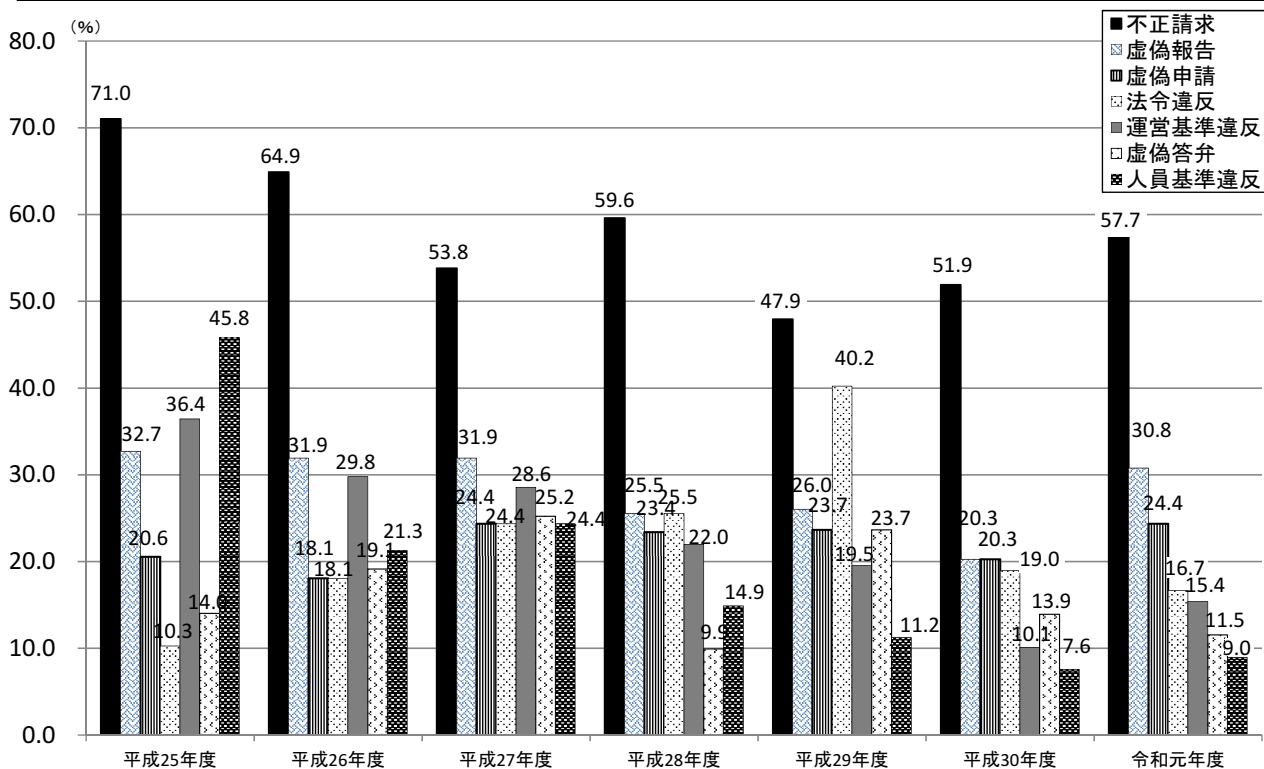
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 153事業所



注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

4. 指定取消処分での主な処分事由の年次推移 (平成25年度～令和元年度)

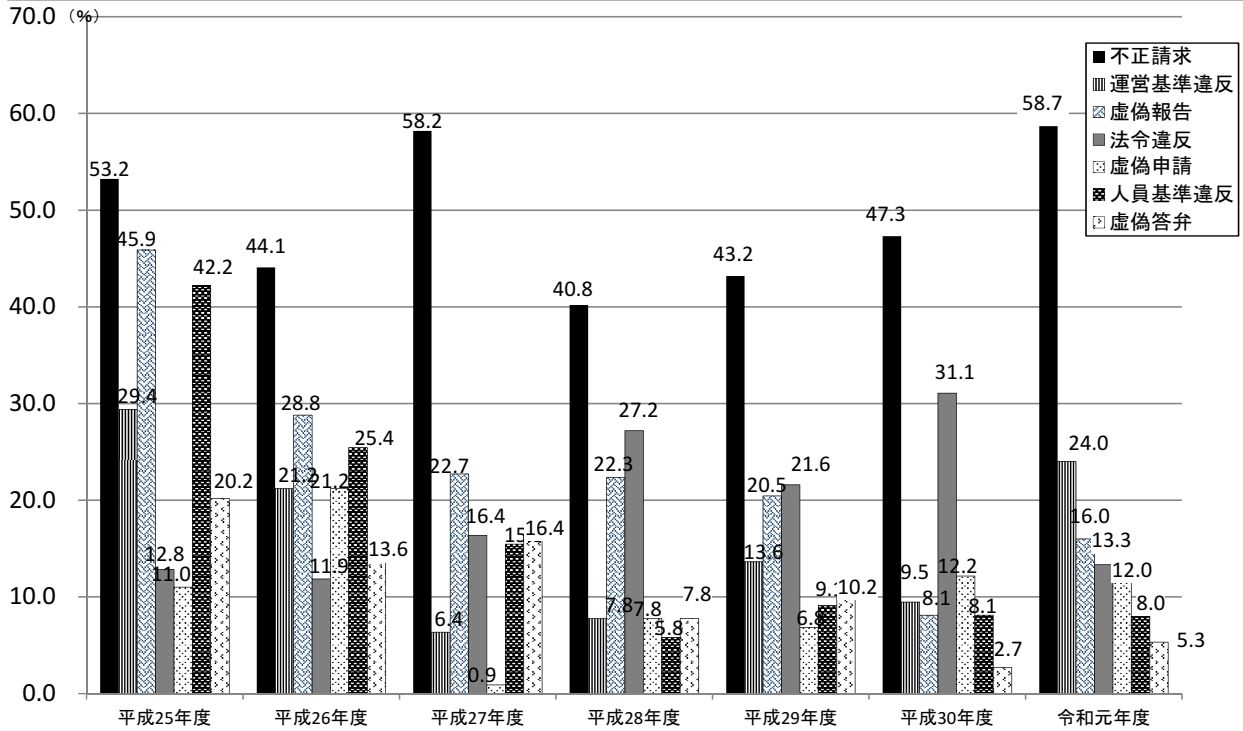
(図4)



注: 1) 各年度の指定取消件数を100としたときの割合である。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

5. 指定の効力の停止処分での主な処分事由の年次推移 (平成25年度～令和元年度)

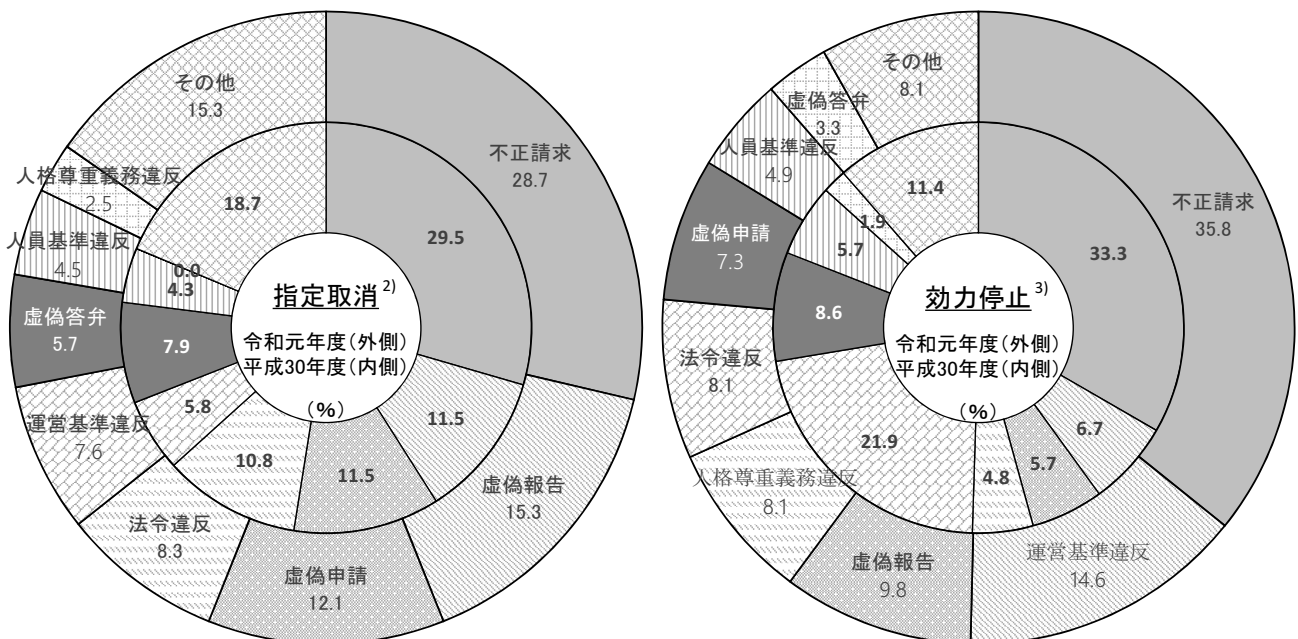
(図5)



- 注：1) 各年度の指定の効力の停止件数を100としたときの割合である。
 2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。
 3) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 4) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

6. 指定取消・効力の停止処分での処分事由 (平成30・令和元年度)

(図6)



- 注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
 2) 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 効力停止は、指定の効力の一部停止と全部停止を合算したものである。

7. 指定取消処分での処分事由の状況(令和元年度)

(図7)

介護サービスの種類	指定取消 件数	処分事由(複数回答)									
		人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなくなった	設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなくなった	要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等 に従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁をし、 又は検査を 拒み、妨げた	不正の手段 により 指定を受けた	介護保険法 その他保健医療 若しくは福祉に 関する法律に 基づく命令に 違反した	その他	
		(根拠条用例) 第77条第1項									
		第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外	
指定訪問介護事業所	(19)	2	4	-	17	8	3	4	1	2	
指定訪問看護事業所	(2)	1	1	-	1	1	-	1	-	-	
指定通所介護事業所	(3)	-	-	1	2	2	1	1	-	1	
指定福祉用具貸与事業所	(2)	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
指定特定福祉用具販売事業所	(2)	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
指定介護予防訪問看護事業所	(2)	1	-	-	-	1	-	1	1	-	
指定介護予防福祉用具貸与事業所	(2)	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	(2)	-	-	-	-	-	-	2	-	-	
指定居宅介護支援事業所	(8)	-	4	2	6	5	2	-	-	4	
指定小規模多機能型居宅介護事業所	(2)	1	1	-	2	1	-	-	-	1	
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(2)	-	-	1	1	2	1	-	-	1	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	1	1	-	1	1	-	-	-	-	
指定地域密着型通所介護事業所	(6)	-	-	-	5	2	1	2	-	2	
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	(2)	1	1	-	2	1	-	-	1	1	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(2)	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
第一号訪問事業	(14)	-	-	-	4	-	1	1	8	6	
第一号通所事業	(7)	-	-	-	4	-	-	1	1	5	
合計	(78)	7	12	4	45	24	9	19	13	24	

注：1) ()内は令和元年度に指定取消処分を受けた事業所件数である。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるため、指定取消件数と処分事由の合計は一致しない。

8. 指定の効力の停止処分での処分事由の状況(令和元年度)

(図8)

介護サービスの種類	指定の効力 の 停止件数	処分事由(複数回答)																		
		人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなくなった		設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなくなった		要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した		介護給付費の 請求に関して 不正があった		帳簿書類の 提出命令等 に従わず、 又は虚偽の 報告をした		質問に対し 虚偽の答弁をし、 又は検査を 拒み、妨げた		不正の手段 により 指定を受けた		介護保険法 その他保健医療 若しくは福祉に 関する法律に 基づく命令に 違反した		その他		
		(根拠条用例) 第77条第1項																		
		第3号		第4号		第5号		第6号		第7号		第8号		第9号		第10号		左記以外		
一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	
指定訪問介護事業所	(12)	(2)	-	-	5	-	3	-	6	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1
指定訪問看護事業所	(2)	(1)	-	1	-	-	1	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-
指定通所介護事業所	(6)	(2)	1	-	2	-	-	-	6	2	1	-	1	-	1	-	-	-	-	1
指定通所リハビリテーション事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定短期入所生活介護事業所	(3)	(0)	1	-	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定短期入所療養介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定特定施設入居者生活介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護老人福祉施設	(3)	(0)	1	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
介護老人保健施設	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防訪問看護事業所	(2)	(1)	-	1	-	1	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-
指定介護予防通所リハビリテーション事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防短期入所生活介護事業所	(2)	(0)	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防短期入所療養介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
指定居宅介護支援事業所	(4)	(3)	-	-	3	2	-	-	4	2	-	-	1	-	1	-	1	-	1	2
指定小規模多機能型居宅介護事業所	(2)	(1)	-	-	1	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	(3)	(0)	1	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
指定地域密着型通所介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	(2)	(1)	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
第一号訪問事業	(4)	(2)	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	3	-	2
第一号通所事業	(3)	(3)	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	2	-	1	-	-	2
第一号生活支援事業	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
合計	(59)	(16)	4	2	16	2	10	-	32	12	10	2	1	3	8	1	8	2	2	8

注：1) ()内は令和元年度に指定の効力の停止処分を受けた事業所件数である。
2) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるため、停止件数と処分事由の合計は一致しない。